⑭　本工事は不落札協議の対象工事であり、落札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないときに、当該入札手続が終了した旨を明らかにした上で、入札参加者に対して協議を要請する場合がある。

不落札協議は、不落札となった工事の単価、歩掛り、施行方法その他の技術的事項について、入札時において提出された単価表その他会社が求める資料に基づき会社・入札参加者の双方が確認するものである。

⑮　本工事は、概略発注方式の対象工事である。概略発注方式とは、概略発注部分の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。したがって、概略発注工事に関する事項の単価項目の金額については、特記仕様書に示す率計上の考え方に基づき入札価格の見積りを行うものとし、当該部分は、当初契約において一式として契約するものである。

⑯　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、技術提案書に記載する工事目的物に該当する工種での工事競争参加資格を有し、下記の条件を満たす者又は特定建設工事共同企業体とする。

①　単体で申請する場合　下記の㋐及び㋑の条件を満たすものとする。

㋐　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,350点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,350点以上であること。）。

㋑　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,400点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,400点以上であること。）。

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合　下記の㋐及び㋑の条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体とする。なお、特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合は、共同企業体の代表者は㋐及び㋑の条件を満たさなければならないものとし、代表者以外の構成員は㋐又は㋑の条件を満たさなければならないものとする。また、特定建設工事共同企業体（乙型）で申請する場合は、ＰＣ橋上部工工事を施工する構成員は㋐の条件を満たし、土木工事を施工する構成員は㋑の条件を満たさなければならないものとする。なお、両方の工事を担当する場合は、㋐及び㋑の条件を満たさなければならないものとする。

㋐　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,250点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,250点以上であること。）。

㋑　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）。

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　施工実績　平成15年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体で申請する場合　下記に掲げる同種工事Ａ(Ⅰ)及び(Ⅱ)の施工実績を全て有すること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

１．共同企業体を構成する代表者が、下記に掲げる同種工事Ａ(Ⅰ)及び(Ⅱ)の施工実績を有し、且つ、共同企業体を構成する代表者以外の構成員の１者以上が同種工事Ａ(Ⅰ)もしくは、同種工事Ｂの(Ⅰ)の施工実績を有すること。

２．共同企業体を構成する代表者が、下記に掲げる同種工事Ａ(Ⅰ)及び(Ⅱ)の施工実績を有し、且つ、共同企業体を構成する代表者以外の構成員の１者以上が同種工事Ａ(Ⅱ)もしくは、同種工事Ｂ(Ⅱ)の施工実績を有すること。

３．共同企業体を構成する代表者が、下記に掲げる同種工事Ａ(Ⅰ)かつ同種工事Ｂ(Ⅱ)の施工実績を有し、且つ、共同企業体を構成する代表者以外の構成員の１者以上が同種工事Ａ(Ⅱ)の施工実績を有すること。

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　ＰＣ橋上部工工事を担当する者が、同種工事Ａ(Ⅰ)の施工実績を有し、土木工事を担当する場合は、同種工事Ａの(Ⅱ)の